

まとめてくるまティクス2 利用規約

第1条 (目的)

KDDI Biz Edge株式会社 (以下、「弊社」という) は、まとめてくるまティクス2サービス (以下、「本サービス」という) を提供するにあたり、本サービスのサービス利用規約 (以下、「本規約」という) を定め、本サービスを利用する団体または法人など (以下、「利用者」という) は、本規約の内容に同意のうえ本サービスを利用するものとします。また、利用者が本サービスを利用するにあたり必要な通信型ドライブレコーダー (以下、「機器」という) を、弊社が利用者に対して販売し、利用者は、本規約に従って利用するものとします。

第2条 (本規約の変更)

弊社は、本規約を随時改定できるものとします (弊社ホームページに掲載する本サービスに関するルール、諸規定などを含みます。以下本項において同じ。)。弊社は、本規約を変更した場合には、弊社ホームページへ変更後の本規約の掲示をもって通知に代えさせていただくことができるものとし、利用者には変更後の本規約が適用されます。

第3条 (サービス内容)

弊社が、本規約に基づき利用者に提供する本サービスは、「まとめてくるまティクス2」とします。本サービスは、日本国内においてのみ利用可能であり、弊社は予告なくバージョンアップ、機器の機種変更など (後継製品リリース、名称変更、顧客データ仕様変更等を含む。ただしこれに限られない) により仕様変更する場合があります。

利用者は、機器が通信モジュールを内蔵しており、携帯電話通信網に接続してサービスを提供しているため、電波状況などにより安定したサービスを受けられない場合があることをあらかじめ承諾します。

また、機器は、衝撃を検知して映像を記録する機能を有しますが、弊社は、どのような状況においても検知機能が作動することを保証するものではなく、機器が衝撃を検知せずに映像が記録できない場合があります。

第4条 (本申込)

1. 本サービスの利用者は、本規約および別紙サービス仕様書の内容を承諾の上、弊社の定める「まとめてくるまティクス2 申込書」 (以下「申込書」という) により申込をするものとします (以下、「本申込」という)。また、利用者はその名称、所在地、ユーザーID、その他弊社が定める登録内容 (以下、「利用数」という) を記載した申込書を弊社に提出するものとします。
2. 本申込を行い、弊社により承認を受けた利用者は、利用数の範囲で、本サービスを利用できるものとし、利用数の範囲を超えた数で本サービスの利用をするには、別途前項に従い、申込を行うものとし、
3. 利用者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本規約の内容を遵守させるものとします。万一本規約に違反する利用がなされた場合、弊社は当該利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第5条 (本申込の承諾)

1. 弊社は、本申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 弊社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本申込をした者が本サービスに関わる料金その他の債務(以下『料金など』といいます)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本申込をした者が第16条(サービスの提供停止)の規定により本サービスの利用を停止されているとき、または解除されたことがあるとき。
 - (3) 本申込をした者がその本申込にあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (4) 本申込をした者が指定した支払口座などが、金融機関などの指示により利用できないことが判明したとき
 - (5) 弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (6) その他、前各号に該当するおそれがあるとき、または弊社が不適当と判断したとき

第6条 (サービスの開始日)

本サービスの提供開始日は、弊社が第4条(本申込)で定める申込書に記載する「サービス利用開始日」とします。

第7条 (料金など)

1. 利用者は、請求書記載の支払期日までに、本サービスの料金(初期費用、月額サービス利用料、追加費用およびその他料金の全てを含みます。以下同じ)に消費税相当額を加えた額を支払うものとします。月額サービス利用料は第6条(サービスの開始日)で定める本サービスの提供開始日に発生するものとします。
2. 送金などに必要な銀行手数料などは、利用者の負担とします。
3. 本規約に基づき成立する本サービスの販売契約(以下、「本契約」という)に定めがない場合でも、利用者の依頼に基づき、弊社が利用者に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、または本サービスを実施・継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、弊社は利用者に対して当該行為に要した費用を含む相当な対価の支払いを求めることができるものとします。

第8条 (最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、初回の月額利用料の発生日から起算して1年間とします。
2. 契約成立後利用開始前または利用期間中に、利用者が第19条(利用者が行う契約解除)により利用契約を解約した場合または、弊社が第12条(利用者の地位の承継)または第20条(弊社が行う契約解除)第1項の規定により利用契約を解除した場合、利用者は、解除の効力発生日から最低利用期間中の残余の期間料金に相当する額を一括してただちに弊社に対して支払うものとします。
3. 利用者が本契約に基づき弊社に支払ったサービス料金などは、本契約の終了・その他事由の如何を問わず利用者に返還されないものとします。
4. 最低利用期間満了以降は、当社もしくは契約者による解約の手続きがなされるまで本サービスの契約は以後1ヵ月ごとに自動延長するものとします。

第9条 (料金などの支払方法)

弊社は、料金などを利用月の翌々月に請求し、利用者は、請求当月末日迄に請求書による振込み、もしくは口座振替にて支払うものとします。

ただし、本契約が解除された場合など、本契約において特別の定めのある場合には、その規定が優先されるものとします。なお、利用者と収納代行会社、金融機関などの中で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、弊社には一切の責任がないものとします。

第10条 (端数処理)

弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第11条 (利用者の名称などの変更)

利用者は、申込内容に変更(会社名、住所、電話番号、代表者、担当者、連絡先メールアドレス、請求書送付先情報などの変更)が生じた場合は、遅滞なく、弊社の定める方法により、当該変更事項を弊社に通知し、弊社から要求された資料を提出するものとします。

第12条 (利用者の地位の承継)

利用者は、合併・分割その他事由により事業の譲渡を行う場合、事由の発生から30日以内にその旨を弊社にこれを証明する書類を添えて、書面で通知するものとします。

この場合、弊社が書面で承諾した場合に限り、事業を承継した法人は利用契約に基づく一切の権利義務を承継することができるものとします。

第13条 (ソフトウェアに関する制限事項)

1. 利用者は、本契約に基づいて提供される本サービスおよび本サービスを通じて提供されるソフトウェア(以下、「本ソフトウェア」という)を使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を再許諾することはできません。
2. 利用者は本サービスおよび本ソフトウェアを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の解析行為を行ってはならず、また本サービスおよび本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。

第14条 (知的財産権)

本サービスおよび本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権(以下、「財産権」という)は、弊社またはその他権利者に帰属するものであり、かかる財産権を侵害しないものとします。

第15条 (権利譲渡などの禁止)

利用者は、本サービスおよび本ソフトウェアを利用する権利の全部または一部を第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で利用し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならないものとします。

第16条 (サービスの提供停止)

1. 利用者が以下のいずれかに該当する場合、弊社は本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 利用者が本サービスの料金の支払を怠った場合
 - (2) 利用者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
 - (3) 利用者が本利用規約のいずれかの規定に違反した場合
 - (4) 利用者が弊社と契約を締結している他のサービス（他の本サービス含む）または締結していた他の本サービスにかかわる料金などその他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいう）について、支払いを怠った場合
 - (5) その他、弊社が不適切と判断するとき
2. 利用者は、前項によるサービス停止期間中においても、弊社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

第17条 (サービスの提供中止)

1. 弊社は、以下のいずれかの場合は、利用者への予告なく本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。ただし、弊社は事後的に遅滞なく状況について利用者ご連絡するものとします。弊社は、本サービスの提供中止により利用者に損害が発生しても、一切の責任を負いません。
 - (1) 本サービス提供の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 本サービス提供の設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (3) 電気通信事業者やクラウドサービス提供事業者がサービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
 - (4) 本サービス提供の設備に定期的なメンテナンス作業を行う場合
 - (5) システム保守を緊急に行う場合
 - (6) 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
 - (7) 天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病、伝染病蔓延、法令の制定もしくは改廃、公権力による命令もしくは処分または争議行為、その他の不可抗力、その他当社の責に帰することができない事由が生じ、または生じるおそれがある場合
 - (8) 第三者からの攻撃、妨害によりサービスの提供が中断された場合
 - (9) その他、運用上あるいは技術上、弊社がサービスの一時的な中止が必要と判断した場合
 - (10) 法令上の規定に基づくとき
2. 本サービスにおける設備等（クラウドサービスを含む）におけるメンテナンスまたは障害対応事項については、「まとめてくるまティクス2」 サービス仕様書の内容に準拠します。
3. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由、提供中止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。
4. 弊社は、本サービス提供の設備などについて障害が生じたことを知ったときは、修理または復旧のために必要な手段を講ずることとします。前項の修理または復旧のため、必要がある場合には、弊社は利用者に対して協力を依頼することがあります。
5. 利用者は、第1項により本サービス提供の中断を受けた場合であっても、弊社に対する当該期間中の料金の支払い義務を負うものとします。

第18条 (本サービスの終了)

弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは本サービスの全部または一部を終了し、その内容を変更することができるものとします。

- (1) 天災地変など不可抗力により本サービスを提供出来ない場合
- (2) 本サービスに利用される設備のうち、弊社の作成・制作に係らないソフトウェアなどまたは弊社の製造にかかわらないハードウェアなどのライセンス製造若しくは販売停止など供給が停止し、若しくはそれらのサポートが終了となった場合
- (3) 法令上の規定に基づくとき
- (4) 前項に定める場合のほか、弊社は、利用者に対し事前に通知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。利用者に対する通知は、本サービスの全部を終了するときは、終了予定日の6カ月前までに、本サービスの一部を終了するときは、終了予定日の3カ月前までに行うものとします。

第19条 (利用者が行う解除)

利用者が本サービス利用契約の解除を希望する場合は、弊社所定の申込書に必要事項を記入の上、解除を希望する前月末までに弊社に提出することにより、翌月末日付で本契約を解除することができるものとします。ただし、最低利用期間中の解約については第8条 (最低利用期間) の定めに従うものとします。

第20条 (弊社が行う契約解除)

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、通知なしに本サービスの利用契約を解除することができるものとします。第16条 (サービスの提供停止) の規定により本サービスの提供を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、弊社は、第16条 (サービスの提供停止) 第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が弊社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの提供停止をしないで本契約を解除できるものとします。
2. 第18条 (本サービスの終了) に定めるとき。
3. 利用者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
 - (5) 信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (6) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止などの処分を受けたとき
 - (7) 解散・減資・営業の全部または重要な一部の譲渡などの決議をしたとき
 - (8) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じたとき
 - (9) 弊社に対する通知内容などに虚偽記入または悪意による誤記や記入漏れがあったとき
 - (10) 第30条 (反社会的勢力の排除) に該当する場合
4. 利用者は、前項による利用契約の解除の時点未払いの本サービス料金など弊社に対する金銭債務がある場合には、一括してただちに弊社に対して支払うものとします。

第21条 (免責)

1. 利用者が本サービスの利用に起因して損害（情報などが消失、破損もしくは滅失したことによる損害、または利用者が本サービスから得た情報及びソフトウェアの使用などに起因する損害を含むがそれに限定されない）を負うことがあっても、弊社は、その原因の如何を問わず、第22条（責任の制限）で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、弊社の故意または、重過失の場合、第25条（秘密保持）違反の場合は、本条および第22条（責任の制限）は適用されないものとします。
2. 天災、戦争、内乱、暴動、その他不可抗力、その他弊社の責に帰することができない事由による本契約またはこれに付随する契約の全部または一部の履行延滞、若しくは履行不能については、弊社は責任を負いません。
3. 弊社は、第三者がログイン名を不正に使用するなどの方法で、本サービスを不正に利用することにより利用者または第三者に損害を与えた場合については責任を負わないものとします。
4. 利用者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、利用者は自己の責任によりこれを解決し、弊社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 第16条（サービスの提供停止）または第17条（サービスの提供中止）に定める事由など、利用者の責に帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合に利用者などが被った損害について、弊社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第22条 (ADASおよびDMSに関する免責事項)

1. ドライブレコーダーに搭載されたADASおよびDMSは、運転を支援するための機能を提供するものですが、その機能は限定されており、あらゆる状況における正確な動作を保証するものではありません。
2. 契約者または運転者は常に注意を払い、交通法規および安全な運転に関するガイドラインに従う責任があります。ドライブレコーダーに搭載されたADASおよびDMSは、運転者の補助を目的としており、運転者の責任を代替するものではありません。
3. ドライブレコーダーに搭載されたADASおよびDMSはあくまで運転を支援するためのものであり、運転者が十分な休息を取ることや、周囲の状況を常に把握することを代替するものではありません。
4. ドライブレコーダーに搭載されたADASおよびDMSの動作の精度や信頼性について保証するものではありません。さまざまな環境条件や運転状況により、機能や性能が変化する可能性があります。
5. 当社は、必要に応じてソフトウェアの更新や改善を行う場合がありますが、これによりADASおよびDMSの機能が向上するとは限りません。また、一部の機能はハードウェアの制約により改善できない場合があります。
6. ADASおよびDMSの使用に関連して発生した事故、損害、またはその他の不利益について、当社およびその関係会社は一切の責任を負いません。契約者または運転者は自己の責任と判断で安全な運転を行う義務があります。

第23条 (録画機能に関する免責事項)

1. ドライブレコーダーの録画機能は、運転中の出来事や車両周辺の状況を記録するためのものですが、録画内容の完全な正確性を保証するものではありません。さまざまな要因により、録画が欠落または不完全なものになる可能性があります。
2. 録画されたデータは、事故やその他の法的問題の解決や保険請求の補助として使用される場合がありますが、録画データの提供や利用に関連するすべての責任は、契約者またはドライブレコーダーの利用者にあります。当社は録画データの使用に関するいかなる責任も負いません。
3. 録画機能を使用する際には、周囲の人々のプライバシーや法的権利を尊重する必要があります。録画された映像や音声の使用に関連して、地域や国の法的制約や規制を遵守する責任は、契約者またはドライブレコーダーの利用者にあります。
4. 録画されたデータの信頼性には限界があります。録画機能は、運転中の出来事や車両周辺の状況を記録するための補助ツールであり、すべての状況を完全に捉えることができるとは限りません。

第24条 (顔認証に関する免責事項)

1. 顔認証機能は、さまざまな条件により認識精度に影響を受ける場合があります。光の明るさ、角度、顔の遮蔽などの要因により、認識が失敗する可能性があります。
2. 顔認証機能は、高い精度を有するよう設計されていますが、誤認識が発生する可能性があります。これにより、他の人物が運転者として誤って識別される可能性があります。

第25条 (QRコード認証に関する免責事項)

1. 本サービスの内容および品質については万全を期していますが、以下の事由による不具合や品質上の問題点 (以下に限定されるものではありません) が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者またはドライブレコーダーの利用者が当社へ提供される事前情報の誤りによるもの
 - (2) 認証用カメラレンズの汚れや曇りによるもの
 - (3) QRコード (シール) の汚れ、劣化によるもの

第26条 (責任の制限)

1. 利用者は、自らの責任で本サービスを利用するものとします。弊社は、特定目的への適合性、権利の不侵害及び所有権の保証、その他一切の明示および黙示の保証を行わないものとします。

また、弊社は、本サービスが中断されないこと、瑕疵がないこと、または完全に安全であることについての保証はしないものとします。
2. 弊社は、当該サービスシステム内に保管された契約者の運行データを最低1年間蓄積します。ただし、利用者から提供されたデータの一部または全部が破損している場合はこの限りではありません。
3. 利用者から提供されたデータに異常が認められた場合、本サービスに支障をきたさない範囲でデータの書き換え、削除をすることができるものとします。利用者の保管データについても書き換え後あるいは削除後のデータを保管するものとし、元データの完全性を保証するものではありません。
4. 機器に搭載したメモリー媒体の不良などによりデータ破損が起きている場合、本サービスの提供ができないことがあります。
5. 弊社は、弊社の責に帰すべき理由により、利用者に対し、連続24時間 (月間稼働率96.7%以下) を超えて本サービスを提供しなかったときは、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失などの間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去1カ月の期間に利用者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限として補償します。ただし、以下の場合一切の責任を負わないものとします。

- (1) 利用者の保有する設備の障害や設定不備に起因する場合
- (2) 弊社の委託先ではない第三者の開発したソフトウェアなどに起因する場合
- (3) インターネット、登録および届出電気通信事業者の回線、対象システムが設置されているビル内回線などの通信回線の不通または通信の不具合・異常に起因する場合
- (4) 火災または天災地変など不可抗力に起因する場合
- (5) 利用者が当該請求をし得ることとなった日から3カ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合

第27条 (データなどの削除)

1. 本サービスで保存される運行データは、1年間の蓄積期間経過後、日々の通常運用にて削除されます。
2. 弊社が、第20条 (弊社が行う契約解除) に基づき弊社が本サービスの利用契約を解除した場合、弊社はサーバー内の利用者のデータなどを削除できるものとします。
3. 利用者が第16条 (サービスの提供停止) 第1項の規定に違反していることを発見した場合、弊社は、利用者に対し事前に通知することにより当該データなどを削除することができるものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。この場合、利用者に対し事後遅滞なくその旨を告知あるいは通知します。

第28条 (解約時のデータ)

第12条 (利用者の地位の承継)、第19条 (利用者が行う解除) または第20条 (弊社が行う契約解除) により、利用契約が解除された場合、弊社が定める利用サーバー内の利用者のデータの損失、損害などに対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

第29条 (通信の秘密)

1. 当社は、通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法第4条 (秘密の保護) を遵守した取扱いを行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者の同意のエビデンスがある場合、本サービスの提供のために必要かつ正当な業務行為である場合、ならびに法令の定めに基づき許容される場合に限って、前項に定める通信の秘密を知得、利用、第三者に開示することができるものとします。なお、本サービスの提供のために必要かつ正当な業務行為とは、以下の場合にこれを解消する目的で遂行する行為を指し、前項に定める通信の秘密の知得、利用、第三者への開示にあたっては当該目的の範囲に限るものとします。
 - (1) 契約者から本サービスに関する不具合または/および改善の申し出があった場合
 - (2) 契約者による本サービス利用の過程で機器端末およびサーバーに異常を認めた場合
 - (3) 契約者の故意または過失により本サービスの提供困難と認められた場合
 - (4) 運用サポートおよび情報を利活用した運用サービスを契約者に提供するために必要な場合

第30条 (秘密保持)

弊社は本サービスの提供に関連して利用者より開示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、利用者の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとします。ただし、以下の情報については除外するものとします。

- (1) 利用者から開示を受ける前に、弊社が正当に保有していた情報
- (2) 利用者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- (3) 利用者から開示を受けた後に、弊社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 弊社が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 弊社が、開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証し得る情報
- (6) 法令、定めまたは裁判所の要請に基づき開示が求められた情報

第31条 (個人情報の保護)

1. 弊社は、本サービスの提供に際し契約者、運転者またはドライブレコーダーの利用者より取得した個人情報を法令に基づき適切に保護するものとします。
2. 弊社は、利用者の個人情報を下記の目的で使用いたします。
 - (1) 当該各種サービスの提供のため
 - (2) 契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加などのお客さま管理のため
 - (3) 請求処理、入金確認、支払の督促などの業務のため
 - (4) サービス提供する上で必要な情報などをお客さまにお届けするため
 - (5) 弊社にお問い合わせいただいた際の本人確認のため
 - (6) 現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
 - (7) ウェブサイトの利用状況を把握し、お客さまにより満足いただけるようウェブサイトを改良するため
 - (8) 営業活動、クレーム対応において、お打ち合わせなどでご訪問させていただくため
3. 弊社は、前項の使用範囲内で業務委託先に利用者の個人情報を開示することができるものとします。
4. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合には利用者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
 - (1) あらかじめ利用者の同意が得られている場合
 - (2) 法令にもとづき開示が求められた場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第32条 (取得情報の利用目的)

1. 運行時の位置情報や危険運転情報など、本サービスにより取得できる情報を「利用情報」といいます。「利用情報」から個人名、企業名または車両名などを除外し、属性が特定できない状態の情報を「一般走行情報」といいます。これら「利用情報」「一般走行情報」の取扱について、以下の通り規定します。
2. 弊社は、「利用情報」を以下の目的のために利用できるものとします。
 - (1) 利用者に対する本サービスの提供・運営

- (2) 「利用情報」の属性の集計、分析または統計資料の作成（統計資料を業務提携先に提供することがあります）
- (3) 新規サービスの開発や本サービスの改善などの業務遂行
- (4) 本サービス上の広告やコンテンツのカスタマイズなどの利便性向上
- (5) 利用者の登録情報の閲覧や変更、削除またはご利用状況の閲覧

3. 弊社は、「一般走行情報」を、第三者に対して有償無償を問わず提供できるものとします。

第33条（外部委託）

1. 弊社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、弊社は、当該委託先を適切に管理するとともに、委託業務について、利用契約の規定と同などの義務を負わせるものとします。なお、当該委託先が利用者または利用者の顧客に損害を生じさせた場合、当該委託先の行為は弊社の行為とみなし、弊社はその責任を負うものとします。

第34条（利用者設備の使用）

弊社および弊社が定める委託先業者は、本契約により本サービスを利用者に提供する目的のみのために、利用者のハードウェア及びソフトウェアなどの設備を使用することができます。

第35条（反社会的勢力の排除）

1. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。
2. 弊社又は利用者が、個人であると団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。
 - (1) 弊社若しくは利用者、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。
 - (2) 弊社若しくは利用者、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。
 - (3) 弊社若しくは利用者、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力へ資金や便宜を提供するなど利益供与をした場合。
 - (4) 弊社若しくは利用者、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合。
 - (5) 弊社若しくは利用者、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者と関わり、つながりのある者である場合。
3. 弊社および利用者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し確約する。
4. 弊社又は利用者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 前項の確約に違反することが判明した場合。
 - (2) 反社会的勢力に該当するに至った場合。
 - (3) 本約款又は個別契約の履行のために契約する者又は使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）および設備並びに機材などの仕入先又は提供者など

を含み、また、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。)が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約若しくは使用者が善意でありかつ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。

- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用などを毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。
 - (9) 第4号から前号に準ずる行為をした場合。
5. 弊社又は利用者が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じて解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。
6. 弊社および利用者は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。
7. 弊社および利用者は、自己又は履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害などの不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による捜査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。

第36条 (IDや設備などの管理)

1. 弊社が、本サービスに関連して利用者に付与するIDなどの必要な情報(以下「必要情報」といいます)については、利用者が自己の責任において管理するものとし、弊社は、利用者が必要情報の盗難などにより、第三者が本サービスを使用した場合の損害などについて一切の責任を負わないものとし、
2. 本サービスを利用するためのパソコン・ソフトウェアおよび通信機器など、またはこれらに付随する全ての機器については、利用者が自己の費用と責任において設置および管理するものとし、

第37条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとし、

第38条 (合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2026年4月1日制定】